# ◇ 上尾市体育指導委員に関する規則 新旧対照表

改正前 改正後

#### 上尾市体育指導委員に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、スポーツ振興法(昭和36年 法律第141号)第19条第2項の規定に基づく 体育指導委員の職務その他体育指導委員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (職務)

- 第2条 体育指導委員は、住民のスポーツの振興に 関し、その分担する地域又は事項について、次の 職務を行う。
  - (1) 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
  - (2) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
  - (3) 学校、公民館等の教育機関の行うスポーツの 行事又は事業に関し協力すること。
  - (4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに 関する行事又は事業に関し、求めに応じ協力す ること。
  - (5) 住民一般に対し、スポーツについての理解を 深めること。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツ の振興のための指導助言を行うこと。
- 2 前項の規定により体育指導委員が分担する地域 又は事項は、教育長が定める。

(定数)

第3条 体育指導委員の定数は、50人とする。

(任期)

- 第4条 <u>体育指導委員</u>の任期は、2年とする。ただし、補欠の<u>体育指導委員</u>の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 上尾市教育委員会は、前項の規定にかかわらず 特別の事由があるときは、同項の期間中において も体育指導委員を解嘱することができる。
- 3 体育指導委員は、再任されることができる。

# 上尾市スポーツ推進委員に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、スポーツ基本法(平成23年 法律第78号)第32条第2項の規定に基づくス ポーツ推進委員の職務その他スポーツ推進委員に 関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (職務)

- 第2条 スポーツ推進委員は、市民のスポーツの推 進に関し、次の職務を行う。
  - (1) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
  - (2) スポーツの実技の指導を行うこと。
  - (3) スポーツ活動の促進のため、その組織の育成を図ること。
  - (4) 教育機関又はスポーツ団体の行うスポーツ行 事の実施に関し必要な援助を行うこと。
  - (5) スポーツについての市民の理解を深め、啓発 すること
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、スポーツに関する指導及び助言を行うこと。

(定数)

第3条 **スポーツ推進委員**の定数は、50人とする。

(任期)

- 第4条 **スポーツ推進委員**の任期は、2年とする。 ただし、補欠の**スポーツ推進委員**の任期は、前任 者の残任期間とする。
- 2 上尾市教育委員会は、前項の規定にかかわらず 特別の事由があるときは、同項の期間中において も**スポーツ推進委員**を解嘱することができる。
- 3  $\mathbf{Z}$ ポーツ推進委員は、再任されることができる。

改正前	改正後
(服務) 第5条 体育指導委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。 2 体育指導委員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例並びに上尾市教育委員会の定める規則及び訓令に従わなければならない。 3 体育指導委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。	(服務) 第5条 <b>スポーツ推進委員</b> は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。 2 <b>スポーツ推進委員</b> は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例並びに上尾市教育委員会の定める規則及び訓令に従わなければならない。 3 <b>スポーツ推進委員</b> は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
(研修) 第6条 <u>体育指導委員</u> は、常にその職を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。	(研修) 第6条 <b>スポーツ推進委員</b> は、常にその職を行う上 に必要な知識及び技術の修得に努めなければなら ない。
(委任) 第7条 《同左》	(委任) 第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育 長が定める。